

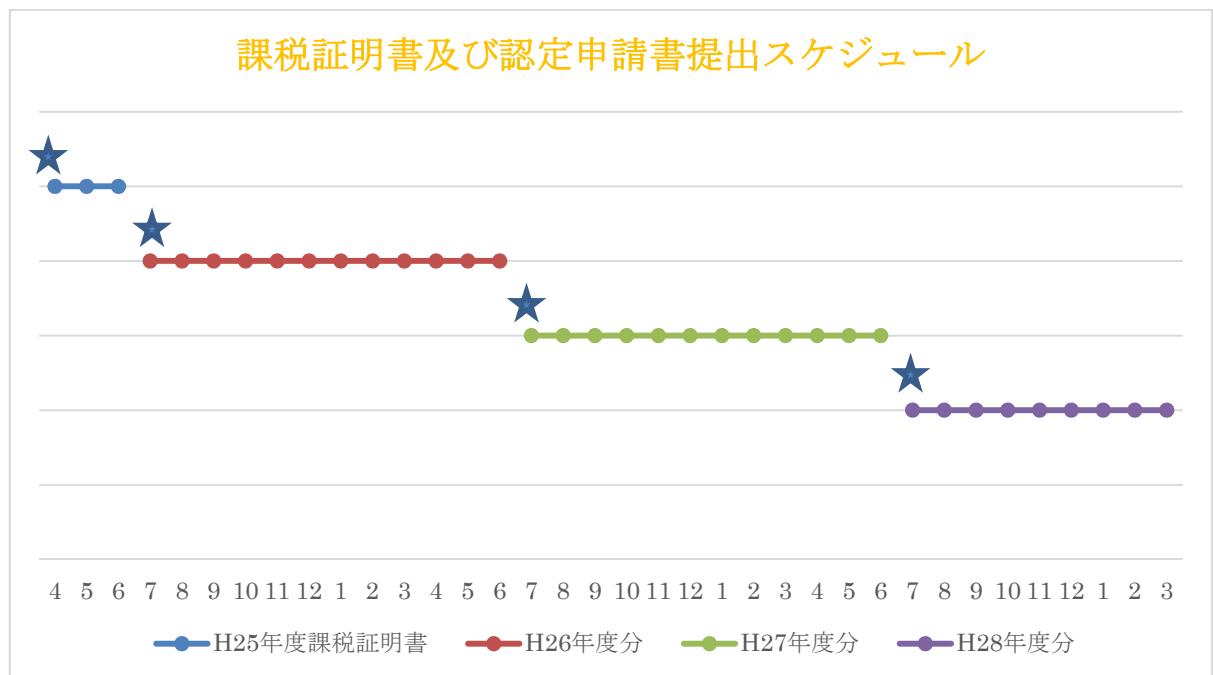
【平成 26 年度から県立高校の授業料制度が変わります】

平成 26 年度新入生から新しい授業料制度が始まります

- 現在、県立学校の授業料は「原則無償」となっていますが、平成 26 年度からは、新しい制度（**所得基準（※）**を設けた「**就学支援金**」制度）が始まります。

新しい制度では、授業料は「原則有償」となりますが、所得基準に該当する生徒（保護者）には「**就学支援金**」が支給され、授業料に充てられることにより、**授業料は「実質無償」となります。**（現金支給ではなく、授業料との相殺となります。）

課税証明書及び認定申請書提出スケジュール



★の時期に課税証明書及び認定申請書を提出していただきます。

★平成 26 年 4 月

★平成 26 年 7 月

★平成 27 年 7 月

★平成 28 年 7 月

3 年間で計 4 回の提出があります。

※年度途中で不認定となった場合、その月から授業料の引き落としがあります。

※ 所得基準について

「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満の世帯

→ **実質無償**

- 市町村民税所得割額は、保護者（父・母）の収入により判断します。
（共働きの場合は、合算となります）
- 市町村民税所得割額は、「納税通知書（自営業の場合）」や、「市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（会社員等で、勤務先以外からの収入がない場合）」で確認できます。

保護者の収入が
所得基準に該当する場合
(市町村民税所得割額が 30万4,200円未満)



- ・ **就学支援金を受給するには、申請が必要です。**
- ・ 申請書のほか、課税証明書（市町村の窓口で発行）等を学校に提出してください。（共働きの場合は、原則、父母両方の証明書が必要になります。）
- ・ **申請書の提出がない場合は、授業料を負担**していただくことになります。

保護者の収入が
所得基準に該当しない場合
(市町村民税所得割額が 30万4,200円以上)



- ・ **授業料を負担**していただきます。
全日制 月額 9,900円 × 12
（＝ 年額 118,800円）
- 4～6月分 ⇒ 7月
7～10月分 ⇒ 10月
11月以降については、毎月ごと
登録した口座からの
自動引き落としとなります。

お問い合わせ先：茨城県教育庁財務課財務担当

電話 029-301-5164 （平日 8:30～17:00）